

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>1 鶴ヶ島市における主権者教育・シティズンシップ教育について (25分)</p> <p>2015年に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられて以降、いわゆる「主権者教育」が全国的に浸透しつつあります。</p> <p>若者の政治的リテラシーや政治参加意識を育む必要があるとして注目されている主権者教育ですが、本来は、もっと幅広い意味で、社会性を育てていくための教育であります。</p> <p>文部科学省の「主権者教育の推進に関する検討チーム」の最終まとめにおいては、主権者教育は「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせること」とされています。</p> <p>また、子ども達が将来、社会生活において市民としての責任や義務を果たせるよう、主権者として自立的に生きる公民・市民の育成を目指す「シティズンシップ教育」も注目されてきております。</p> <p>現代社会において深刻な問題となっているニートと言われる若者の就業意識の低下、社会的無力感、投票率の低下をはじめとする政治的無関心など、将来を担う世代に社会的閉塞感が広がっています。そうした中で、社会的責任、法の遵守、地域やより広い社会と関わることの必要性を理解するために、「他者との関わり」を身に付け、多様な他者の存在や視点を自覚し、意識できるよう促していくことは、コミュニケーション能力を伸ばし、いじめやひきこもり、不登校問題などにも光が差してくる教育ではないでしょうか。</p> <p>このようなことを踏まえて、社会の中で生きる力に重きを置いた教育への取組について、以下質問いたします。</p> <p>(1) 主権者教育・シティズンシップ教育の現状について</p>	<p>市長 教育委員会 教育長</p>

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>(2) 本市で取り組んでいるコミュニティスクールとの兼ね合いについて</p> <p>(3) ふるさと意識の醸成について</p> <p>(4) 「まちづくり」の担い手の観点からの主権者教育・シティズンシップ教育について</p> <p>2 ゴミの散乱、不法投棄の防止と鶴ヶ島市の環境を保全する条例について (25分)</p> <p>ゴミの集積場周辺のゴミの散乱について、市民や自治会長から度々相談を受けます。先日も路上に散乱するゴミの相談を受け、市の担当職員に対応していただきました。</p> <p>環境団体の方々とともに、大谷川の清掃や鶴ヶ島グリーンパーク、特に太田ヶ谷の森周辺の草刈りを行っておりますが、毎回のように草の合間や川の中から、袋いっぱい詰め込まれたゴミや金属などの不法投棄が散見されます。</p> <p>こうしたゴミの散乱、不法投棄については、多くの自治会で抱えている問題であり、有効な対策がとれていないのが現状です。</p> <p>ゴミ問題に関しては、「鶴ヶ島市の環境を保全する条例」において、不法投棄の防止及び清潔の保持(第11条から第15条)が明記されており、それに基づいて、行政対応がなされておりますが、ゴミの散乱、不法投棄の現状を踏まえて以下質問いたします。</p> <p>(1) 道路上など占用物件としてのゴミ集積場の現状について</p> <p>(2) ゴミの散乱防止、ゴミ出しマナー向上に向けた対策について</p>	市長

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>(3) 鶴ヶ島市の環境を保全する条例におけるゴミの散乱防止、不法投棄に関する取扱いについて</p> <p>3 公共施設の統廃合について (10分)</p> <p>令和3年3月に公表された「鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画(案)」について、市議会として、市民と議員の懇談会－議会報告会2021－をオンライン会議で開催し、53人の御参加と86件のアンケートをいただき、9月30日付で、報告書として市長に提出させていただきました。</p> <p>現在、計画の策定に向けて最終的な協議調整がなされていると思われませんが、こうした市民意見とは別に、小・中学校の統廃合に関して、以下質問いたします。</p> <p>(1) 各小学校区の将来の人口動態について</p> <p>(2) 学校区再編について</p>	市長 教育委員会 教育長